

# 倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会(以下「本会」という。)の所属会員(以下「会員」という。)としての倫理を定め、会員の資質の向上を図るとともに社会の信頼を確保し、もって本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定款等の遵守)

第2条 会員は本会の定款、その他諸規程類及び支部規約等を遵守しなければならない。

## (業務の遂行)

第3条 会員は、自家用電気工作物の自主保安体制確立のため電気管理技術者が果たすべき役割と責任をよく理解し、電気関係法令並びに保安規程に定められた保安管理業務を的確に行わなければならない。

## (技術の向上)

第4条 会員は、技術の進歩発展に伴い、つねに新技術の習得に努め、保安管理技術の向上を図らなければならない。

## (会員の義務)

第5条 会員は、本会が主催する諸会議、並びに諸研修会に出席しなければならない。

## (信頼関係の確立)

第6条 会員は、誠意をもって保安管理業務を遂行し委託者との信頼関係を築き、その維持に努めなければならない。

## (兼業の禁止)

第7条 会員は、第3条に定める保安管理業務の他に業を行ってはならない。

## (保工分離の原則)

第8条 会員は、電気工事業などを行ってはならない。

## (名義貸しの禁止)

第9条 会員は、名義貸し、名義借りあるいはそれにつながる行為を行ってはならない。

## (秘密の保持)

第10条 会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又はこれを盗用してはならない。

## (営業の原則)

第11条 会員は、公正且つ自由な競争に努めなければならない。

## (誹謗中傷の禁止)

第12条 会員は、本会および他の会員の誹謗中傷などの行為をしてはならない。

(業務の移管)

第13条 会員は、正常な保安管理業務ができないと支部より判断された場合は、速やかに委託者と業務の移管について協議する。

(罰 則)

第14条 会員が、本規程に違反することにより、本会の社会的信用を著しく失墜した場合は、定款第12条(除名)を適用することができる。

2 会員が、第7条に定める兼業の禁止について、監督官庁から改善指導を受けた場合には、本規程に基づく手続きを省略し定款第12条(除名)を適用することができる。

附 則

1. 本規程は、平成 11年3月9日から施行する。
2. 本規程は、平成 11年4月8日から施行する。
3. 本規程は、平成 15年4月21日から施行する。
4. 本規程は、平成 18年12月1日から施行する。
5. 本規程は、平成 23年11月1日から施行する。
6. 本規程は、令和 3年12月1日から施行する。

## 「倫理規程」新旧対照表

| 改正案(新)   | 現行(旧)  |
|--|--|
| <p>(目的)<br/>第1条</p>  | <p>(目的)<br/>第1条 この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会(以下「本会」という。)の所属会員(以下「会員」という。)としての倫理を定め、会員の資質の向上を図るとともに社会の信頼を確保し、もって本会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> |
| <p>(定款等の遵守)<br/>第2条</p>  | <p>(定款等の遵守)<br/>第2条 会員は本会の定款、その他諸規程類及び支部規約等を遵守しなければならない。</p>   |
| <p>(業務の遂行)<br/>第3条</p>   | <p>(業務の遂行)<br/>第3条 会員は、自家用電気工作物の自主保安体制確立のため電気管理技術者が果たすべき役割と責任をよく理解し、電気関係法令並びに保安規程に定められた保安管理業務を的確に行わなければならない。</p>                     |
| <p>(技術の向上)<br/>第4条</p>   | <p>(技術の向上)<br/>第4条 会員は、技術の進歩発展に伴い、つねに新技術の習得に努め、保安管理技術の向上を図らなければならない。</p>   |
| <p>(会員の義務)<br/>第5条</p>   | <p>(会員の義務)<br/>第5条 会員は、本会が主催する諸会議、並びに諸研修会に出席しなければならない。</p>   |
| <p>(信頼関係の確立)<br/>第6条</p>   | <p>(信頼関係の確立)<br/>第6条 会員は、誠意をもって保安管理業務を遂行し委託者との信頼関係を築き、その維持に努めなければならない。</p>   |
| <p><u>(兼業の禁止)</u><br/>第7条 <u>会員は、第3条に定める保安管理業務の他に業を行ってはならない。</u></p> |  |
| <p>(保工分離の原則)<br/>第8条</p>   | <p>(保工分離の原則)<br/>第7条 会員は、電気工事業などを行ってはならない。</p>   |
| <p>(名義貸しの禁止)<br/>第9条</p>   | <p>(名義貸しの禁止)<br/>第8条 会員は、名義貸し、名義借りあるいはそれにつながる行為を行ってはならない。</p>  |
| <p>(秘密の保持)<br/>第10条</p>  | <p>(秘密の保持)<br/>第9条 会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又はこれを盗用してはならない。</p>   |
| <p>(営業の原則)<br/>第11条</p>  | <p>(営業の原則)<br/>第10条 会員は、公正且つ自由な競争に努めなければならない。</p>  |

| 改正案(新)   | 現行(旧)   |
|--|---|
| <p>(誹謗中傷の禁止)<br/>第 12 条</p> <p>(業務の移管)<br/>第 13 条</p> <p>(罰 則)<br/>第 14 条</p> <p>2 会員が、第7条に定める兼業の禁止について、監督官庁から改善指導を受けた場合には、本規程に基づく手続きを省略し定款第 12 条(除名)を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1.<br/>2.<br/>3.<br/>4.<br/>5.<br/>6. <u>本規程は、令和3年12月1日から施行する。</u></p> | <p>(誹謗中傷の禁止)<br/>第 11 条 会員は、本会および他の会員の誹謗中傷などの行為をしてはならない。</p> <p>(業務の移管)<br/>第 12 条 会員は、正常な保安管理業務ができないと支部より判断された場合は、速やかに委託者と業務の移管について協議する。</p> <p>(罰 則)<br/>第 13 条 会員が、本規程に違反することにより、本会の社会的信用を著しく失墜した場合は、定款第12条(除名)を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本規程は、平成 11年3月9日から施行する。<br/>2. 本規程は、平成 11年4月8日から施行する。<br/>3. 本規程は、平成 15年4月21日から施行する。<br/>4. 本規程は、平成 18年12月1日から施行する。<br/>5. 本規程は、平成 23年11月1日から施行する。</p> |

## 倫理規程運用指針

倫理規程の運用指針を次のとおり定める。

1. 倫理規程の運用は支部が行なう。なお、対象が他支部に跨る場合には、関係する支部の支部長間の協議と合意を経て運用する。
2. 倫理規程の運用は、下記による。
  - (1) 倫理規程第 2 条 (定款等の遵守)  
電気管理技術者は個人事業者でなければならない。
  - (2) 倫理規程第 3 条 (業務の遂行)  
会員は、応動の要請を受けた場合には、誠意をもって対応しなければならない。
  - (3) 倫理規程第 7 条 (兼業の禁止)  
電気管理技術者の兼業は法令等により基本的に禁止されている。ただし、監督官庁で認めるものについてはこの限りでない。  
アパート経営、小規模農業 OK
  - (4) 倫理規程第 8 条 (保工分離の原則)  
電気工事業の範囲とは、営利を目的とした工事をいい、事故や故障時の一時的な応急処置は該当しない。
  - (5) 倫理規程第 9 条 (名義貸しの禁止)  
会員は、傷病療養等やむをえない事由により保安管理業務が遂行できない場合、本会会員に限り代行を依頼することができる。ただし代行者は、代行内容を別紙様式(1)により支部長に報告しなければならない。
  - (6) 倫理規程第 13 条 (業務の移管)  
会員は、正常な保安管理業務ができないと支部より判断された場合、又は年齢が 80 歳に達したときを目途に、委託者と業務移管について協議する。
  - (7) 倫理規程第 14 条 (罰則)  
定款第 12 条(除名)は次に該当するもののうち、違反の特に甚だしい場合に適用することができる。
    - (イ) 倫理規程第 8 条の保工分離の原則に違反したとき。
    - (ロ) 倫理規程第 9 条の名義貸しの禁止に違反したとき。
    - (ハ) 本会の社会的信用を著しく失墜させたとき。
    - (ニ) 本会の目的に反する行為をしたとき。

3. 支部での指導に従わない者で、前項(6)に該当すると判断される者については、別紙様式(2)に次の書類を添付し、業務運営会議に報告する。

(1)違反の状況

(2)指導の経緯

(3)関係書類等

#### 附 則

1. 本指針は、平成11年3月9日から施行する。
2. 本指針は、平成11年4月8日から施行する。
3. 本指針は、平成15年4月21日から施行する。
4. 本指針は、平成18年12月1日から施行する。
5. 本指針は、平成23年11月1日から施行する。
6. 本指針は、令和3年12月1日から施行する。

## 「倫理規程運用指針」新旧対照表

| 改正案(新)   | 現行(旧)   |
|--|---|
| <p>1.</p> <p>2.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>倫理規程第7条 (兼業の禁止)</u><br/> <u>電気管理技術者の兼業は法令等により基本的に禁止されている。ただし、監督官庁で認めるものについてはこの限りでない。</u></p> <p>(4) 倫理規程第8条 (保工分離の原則)</p> <p>(5) 倫理規程第9条 (名義貸しの禁止)</p> <p>(6) 倫理規程第13条 (業務の移管)</p> | <p>倫理規程の運用指針を次のとおり定める。</p> <p>1. 倫理規程の運用は支部が行なう。なお、対象が他支部に跨る場合には、関係する支部の支部長間の協議と合意を経て運用する。</p> <p>2. 倫理規程の運用は、下記による。</p> <p>(1)倫理規程第2条 (定款等の遵守)<br/>           電気管理技術者は個人事業者でなければならない。</p> <p>(2) 倫理規程第3条 (業務の遂行)<br/>           会員は、応動の要請を受けた場合には、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>(3) 倫理規程第7条 (保工分離の原則)<br/>           電気工事業の範囲とは、営利を目的とした工事をいい、事故や故障時の一時的な応急処置は該当しない。</p> <p>(4) 倫理規程第8条 (名義貸しの禁止)<br/>           会員は、傷病療養等やむをえない事由により保安管理業務が遂行できない場合、本会会員に限り代行を依頼することができる。ただし代行者は、代行内容を別紙様式(1)により支部長に報告しなければならない。</p> <p>(5) 倫理規程第12条 (業務の移管)<br/>           会員は、正常な保安管理業務ができないと支部より判断された場合、又は年齢が80歳に達したときを目途に、委託者と業務移管について協議する。</p> |

| 改正案(新)   | 現行(旧)  |
|--|--|
| <p>(7) 倫理規程第14条 (罰則)</p> <p>(イ)倫理規程第8条の保工分離の原則に違反したとき。<br/> (ロ)倫理規程第9条の名義貸しの禁止に違反したとき。</p> <p>3.</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1.<br/> 2.<br/> 3.<br/> 4.<br/> 5.<br/> 6. <u>本指針は、令和3年12月1日から施行する。</u></p> | <p>(6) 倫理規程第13条 (罰則)</p> <p>定款第12条(除名)は次に該当するもののうち、違反の特に甚だしい場合に適用することができる。</p> <p>(イ)倫理規程第7条の保工分離の原則に違反したとき。<br/> (ロ)倫理規程第8条の名義貸しの禁止に違反したとき。<br/> (ハ)本会の社会的信用を著しく失墜させたとき。<br/> (ニ)本会の目的に反する行為をしたとき。</p> <p>3. 支部での指導に従わない者で、前項(6)に該当すると判断される者については、別紙様式(2)に次の書類を添付し、業務運営会議に報告する。</p> <p>(1)違反の状況<br/> (2)指導の経緯<br/> (3)関係書類等</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本指針は、平成11年3月9日から施行する。<br/> 2. 本指針は、平成11年4月8日から施行する。<br/> 3. 本指針は、平成15年4月21日から施行する。<br/> 4. 本指針は、平成18年12月1日から施行する。<br/> 5. 本指針は、平成23年11月1日から施行する。</p> |



別紙

会員除名議案提出までのフローチャート(新)

